

狛江市は
あなたの **創業したい!** を
応援します

1

創業セミナー／創業スクール等の開催

創業に必要な知識を専門講師がレクチャー

創業スクール修了者限定

シェアキッチンの初月利用料優遇

シェアキッチン出店者限定

新規店舗出店^{*}時の初月家賃優遇

※小田急SCディベロップメントの管理物件に限る

3

会社設立時の登録免許税の減免 等

例：登録免許税 150,000 円→75,000 円

※「特定創業支援等事業を受けたことの証明」を受けることが条件

4

創業資金融資あっ旋

負担利率 0.494% 信用保証料全額補助

1

創業セミナー／創業スクール等の開催

創業に必要な知識を専門講師がレクチャー

創業支援の実績豊富な講師を招き、創業に必要な知識をお届けします！これから創業する方はもちろん、創業間もない方のお悩みにもお応えします。セミナーやスクールの開催は、広報こまえや市のホームページ、SNS等でお知らせしています。また、狛江市公式ホームページからは過去の開催チラシをご覧ください。

狛江市公式 HP



twitter



facebook



2

創業スクール修了者限定

シェアキッチンの初月利用料優遇

シェアキッチン出店者限定

新規店舗出店※時の初月家賃優遇

※小田急 SC ディベロップメントの管理物件に限る

狛江市は、小田急 SC ディベロップメントと包括連携協定を締結しました。この協定に基づき、小田急 SC ディベロップメントが運営する高架下商業施設に開業したトライアルシェアキッチン「FORT MARKET 和泉多摩川」を活用し、創業支援に関する取組を推進します。

”狛江市創業スクール”
修了者限定

一定の条件を満たした場合に、「FORT MARKET 和泉多摩川」の初月利用料(3回分)を優遇。

”FORT MARKET 和泉多摩川”
出店者限定

一定の条件を満たした場合に、小田急 SC ディベロップメントの管理物件への新規出店時の初月賃料を優遇。

FORT MARKET 和泉多摩川について



2020年11月に和泉多摩川駅直結「小田急マルシェ和泉多摩川」にてオープン。初期費用なしで始められるトライアル型の飲食店出店施設で、カフェ、バー、ベーカリー、スイーツ販売等に対応可能なキッチンを完備。(※出店には食品衛生責任者の資格保有が必要です。その他利用要件有り。詳しくはHPをご覧ください。)



東京都狛江市東和泉 4-2-1

「小田急マルシェ和泉多摩川」内

HP: <https://www.fortmarket.jp/>



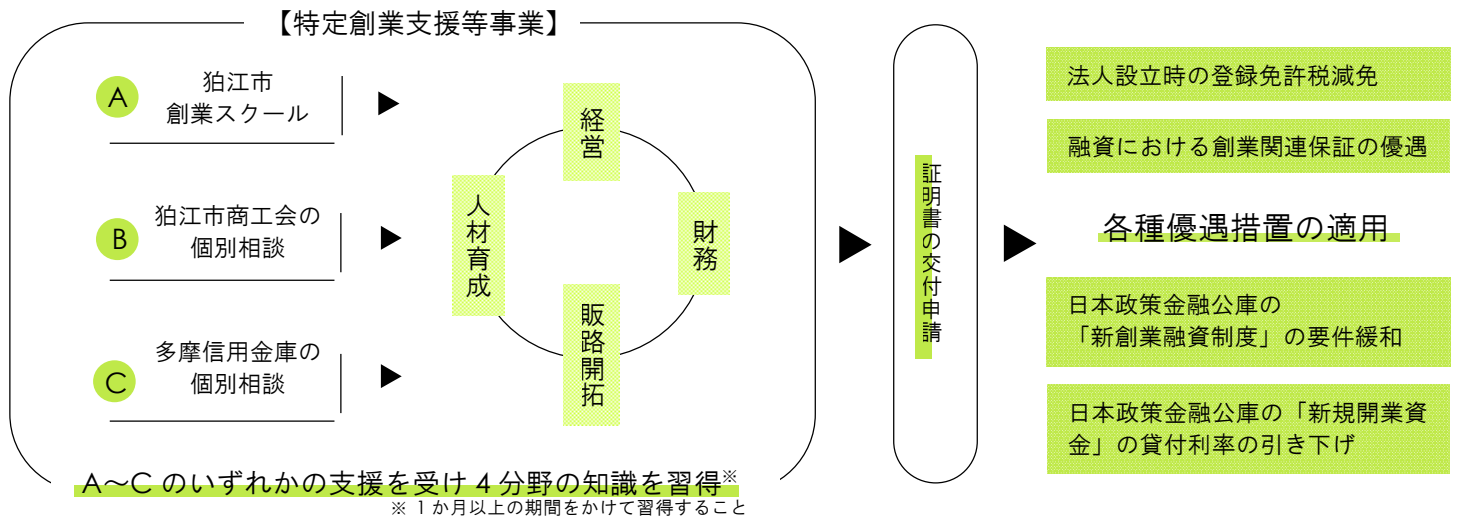
3

会社設立時の登録免許税の減免 等

例：登録免許税 150,000 円→75,000 円 ※【特定創業支援等事業】の利用が条件

狛江市では【特定創業支援等事業】を利用した方に対し、証明書の発行を行っています。この証明書の提示によって、「会社設立時の登録免許税の減免」等の各種優遇措置を受けることができます。※証明書は優遇措置が必ず受けられることを保証するものではありません。

優遇措置適用までの流れ



「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の交付申請

指定の申請書を狛江市役所2階にある地域活性課へご提出ください。

申請後、通常 1 週間以内に証明書を発行します。詳しくは市ホームページをご参考ください。



優遇措置の詳細

① 会社設立時の登録免許税の減免 <設立登記時に法務局へ>

通常時	資本金の 0.7% (最低税額 15 万円)
適用後	資本金の 0.35% (最低税額 7.5 万円)

② 創業関連保証の特例 <融資申込み時に金融機関へ>

通常時	事業開始 2 か月前から可能
適用後	事業開始 6 か月前 から可能

③ 日本政策金融公庫「新創業融資制度」利用時の自己資金要件を充足とみなす

④ 日本政策金融公庫「新規開業資金融資」利用時の利率を 0.2% 引下げ

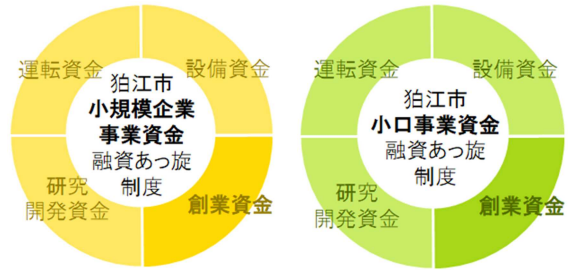
⑤ 東京都「中小企業制度融資『創業』」利用時の利率を 0.4% 引下げ

4

創業資金融資あっ旋

負担利率 0.494% 信用保証料全額補助

狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋制度「小規模企業事業資金／小口事業資金」メニューの「創業資金」をご活用ください！これから狛江市内で創業する方や、狛江市内で創業後1年未満の方等を対象に、創業にかかる資金融資をあっ旋します。融資が決定した場合、市が利子の一部を補給し、信用保証料を補助します。※あっ旋の決定とは別に金融機関および信用保証協会の審査があります。



融資あっ旋額	500万円以内
償還期間	5年以内(6か月の据置期間を含む)
融資利率	1.975%(事業者負担分 0.494% 市補給分 1.481%)
連帯保証人	[個人事業主] 信用保証協会の判断による [法人] 法人の代表者
信用保証料	市が全額補助(融資実行後1年以内に要申請)
指定金融機関	市が指定する9つの金融機関(13店舗)のいずれか

小規模企業事業資金



小口事業資金



5

その他 創業についてのご相談

狛江市商工会

03-3489-0178

東京都狛江市東和泉 1-3-18

<http://www.komaec.net/>

Tokyo 創業ステーション TAMA (東京都・(公財)東京都中小企業振興公社)

050-5330-1059

東京都立川市緑町 3-1 GREEN SPRINGS E2 3階

<https://startup-station.jp/>

創業支援センターTAMA (多摩信用金庫)

042-526-7766

<https://www.web-tamashin.jp/startup-tama/index.html>